

岡垣町中学校部活動地域展開推進計画の概要

1 地域展開の基本方針

- (1) 共に楽しみ、「好き」を育む部活動の推進
- (2) 生徒の活動機会の確保
- (3) 教員の働き方改革と教育の充実

2 地域展開へのスケジュール

(1) 休日

時期	令和8年度	令和9年度	令和10年度まで
前半（4月～8月）	【休日】今まで通り	【休日】月3回まで	【休日】月2回まで
後半（9月～3月）	【休日】月3回まで	【休日】月2回まで	【休日】地域クラブ活動へ移行

(2) 平日

時期	令和8年度以降
内容	【平日】週3回まで 17時30分完全下校

3 新たに設置する「休日の地域クラブ活動」

(1) 地域クラブ活動の構築

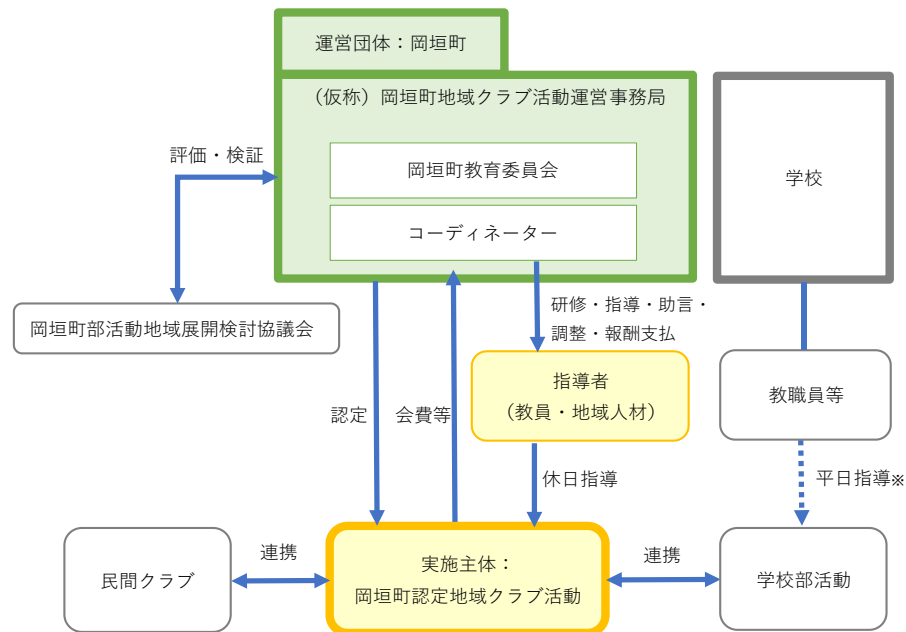
- ・地域クラブ活動は学校部活動が担ってきた教育的意義を継承しつつ、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するために、幅広い活動機会を創出するものです。
- ・町は、国の要件に基づいて地域クラブ活動に該当する団体の認定制度を整備します。

(2) 地域クラブ活動の位置付け

- ・地域クラブ活動は学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」の一環としてとらえることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもあります。
- ・地域クラブ活動は競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とします。
- ・自主運営型民間クラブが行うスポーツや文化・芸術活動については、独自の取り組みとして行われているものであり、地域クラブ活動は、自主運営型民間クラブとは差別化を図ったものとなります。

(3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体

- ・各地域クラブ活動を総括する団体である運営団体を岡垣町、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体である実施主体を各地域クラブ活動とします。
- ・岡垣町と各地域クラブ活動が連携して本事業を推進します。



※今後の国の動向等により変更の可能性有

(4) 地域クラブ活動の参加者

- ・地域クラブ活動の参加者は、岡垣町に住民登録されている中学生です。
- ・学校部活動に所属していた生徒、学校部活動に所属していない生徒、運動が苦手な生徒等、活動への参加を希望するすべての生徒を想定しています。

(5) 地域クラブ活動の指導者

- ・平日の部活動指導者である顧問に代わる指導者を登録制とします。
- ・兼職兼業の教員等を想定しています。

(6) 地域クラブ活動の会費と保険

- ・地域クラブ活動に係る経費を国、県、町及び保護者で負担します。
- ・地域クラブ活動の会費は、原則受益者負担となります。
- ・地域クラブ活動は学校管理下ではないため、スポーツ安全保険等に参加します。

(7) 地域クラブ活動の活動場所

- ・スポーツ活動は、小中学校の体育館やグラウンド、社会体育施設を使用します。
- ・文化芸術活動は、中学校の音楽室や美術室、社会文化施設を使用します。

(8) 地域クラブ活動の活動時間

- ・休日において、1日3時間以内とし、月2回の活動。
- ・できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動。